SNS及びWeb広告等を活用した移住定住促進プロモーション業務委託

プロポーザル審査委員会設置要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、SNS及びWeb広告等を活用した移住定住促進プロモーション業務委託公募型プロポーザル実施要領に基づき提出された企画提案書等の内容を、適正かつ公平に審査し、受託候補者を選定するため、SNS及びWeb広告等を活用した移住定住促進プロモーション業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　審査委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

（１）　プロポーザル企画提案の審査に関すること。

（２）　受託候補者の選定に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか、その他必要な事項

（組織）

第３条　審査委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

２　委員の任期は、任命された日から前条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

（委員長）

第４条　審査委員会に委員長を置く。

２　委員長は、会務を総括し、審査委員会を代表する。

３　委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

４　委員長は、審査のため必要と認めるときは、当該審査に係る事務を所掌する職員に対し、その出席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（会議）

第５条　審査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

２　審査委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（審査の方法）

第６条　企画提案の審査の方法については、（資料３）SNS及びWeb広告等を活用した移住定住促進プロモーション業務委託公募型プロポーザル審査要領による。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（利害関係に関する申告等）

第８条　委員は、本件の審査に関し企画提案者と利害関係を有する場合は、その旨を事務局へ申告しなければならない。

２　委員は、企画提案者から故意の接触があった場合は、事務局へ通報しなければならない。

（事務局）

第９条　審査委員会の事務局は、関市市長公室企画広報課において行う。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第３条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 氏名 | 役職等 |
| 委員長 | 空　かなえ | 企画広報課長 |
| 委員 | 遠藤　真理子 | 市民協働課長 |
| 委員 | 加藤　直之 | 商工課長 |